

R7 市生消第 2656 号
令和 8 年 2 月 13 日

仙台市内医療機関管理者 様

仙台市消費生活センター
所長 柴田 恵美

特定計量器の定期検査の受検について（お知らせ）

日頃より本市の消費者及び計量行政に対しまして、格段のご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、取引または証明に使用する計量器につきましては、適正な計量の実施を確保するため、計量法により検定証印または基準適合証印が付され、かつ有効期間内の計量器を使用することとされております。

特に健康診断などに使用する質量計(はかり)につきましては、その使用者は 2 年に 1 回の定期検査を受検することが義務づけられております。

つきましては、別添資料をご高覧いただき、趣旨をご理解の上、特定計量器の定期検査を受検いただきますようお願いいたします。

なお、本市の定期検査は（一社）宮城県計量協会が実施しております。

(担当) 市民局生活安全安心部消費生活センター
消費生活係 遠藤
電話：022-268-7040/ファクス：022-268-8309